

独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所

X 運用ガイドライン

令和 8 年 2 月 4 日

(目的)

1. このガイドラインは、独立行政法人水資源機構筑後川下流総合管理所が X におけるアカウントを取得し、X を通じてより多くの方へ機構事業に関する多様な情報を提供し、機構の事業、組織、施設、役割等を知っていただくための基本的なルールを定めるものである。

(公式アカウント)

2. アカウントは次のとおりとする。
 - ① (1) 名称 : 筑後川下流総合管理所 (水資源機構)
(2) アカウント名 : jwa_crd8910
(3) URL : http://twitter.com/jwa_crd8910
 - ② (1) 名称 : 筑後大堰 (水資源機構)
(2) アカウント名 : jwa_coozeki
(3) URL : http://twitter.com/jwa_coozeki

(運営方法及び管理者)

3. X の運用方法は①については総務課、②については筑後大堰管理所に行くものとし、X 管理者は①については総務課長、②については筑後大堰管理所長とする。

(X 管理者の役割)

4. X 管理者は、ログインパスワード等を適正に管理し、投稿する情報を決定するとともに、円滑な運用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(投稿)

5. X による情報の投稿は、X 管理者の監督のもと、指定された担当者が行うものとする。

(投稿内容)

6. X における投稿内容は、次に掲げる情報とする。
 - (1) 水資源機構筑後川下流総合管理所の事業、組織、施設、役割等に関する情報。
 - (2) 施設等が所在する地域の自然、風景、文化、歴史等に関する情報。
 - (3) 防災情報。
 - (4) (1) から (3) に掲げる事項に係る機関・団体等が発信する情報。
 - (5) 1. に定める目的に沿うもので、X 管理者が必要と認める情報。

(フォロー)

7. 本アカウントは、水資源機構の支社局・事務所アカウントをフォローするものとする。また、国、地方公共団体、その他公共性の高い機関の公式アカウント及び機構事業と関係する機関・団体等の公式アカウントのうちX管理者が適当と認めたものについてフォローすることができる。

(他のアカウントからのフォローへの対応)

8. 他のアカウントからのフォローは、次の各号に掲げるものを除き、受けることができるものとする。

- (1) 1. に定める目的に沿わない営利目的の広告。
- (2) 特定の宗教、政治、思想を掲げる団体（一般の神社、仏閣等は除く。）。
- (3) 公序良俗に反するもの。
- (4) その他1. に定める目的に沿わないものとしてX管理者が不適切と認めたもの。

(リポスト)

9. 機構の事業、組織、施設、役割等に関連する情報で他者が投稿したもののうち、X管理者が必要と認めた場合には、他者の投稿をリポストすることができる。

(リプライ)

10. 投稿する情報に対するリプライ（返信）等に対しては、回答しないものとする。

また、不適切なリプライ（返信）等は速やかに非表示にするものとする。

(投稿に際しての留意事項)

11. 情報の投稿に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 公式なアカウントであることを十分認識し、正確・適切な情報を投稿しなければならない。
 - (2) 本アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
 - (3) 守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに最大限留意しなければならない。
 - (4) 投稿する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならない。
 - (5) 著作権及び個人情報の保護に最大限留意しなければならない。
 - (6) 機構以外の者に関する情報を投稿する場合は、事前に確認をとらなければならない。

(なりすまし防止)

12. 他者によるなりすまし行為による誤情報等の流布を防止するため、XのA

アカウント名を水資源機構本社のホームページ上に明示する。また、なりすまし行為を発見した場合は、ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(Xに記載するリンク先)

- Ⅰ 3. Xに記載するリンク先は、原則として水資源機構ホームページのみとする。ただし、Ⅰ. に定める目的に沿うもので、X管理者が適当と認めた場合には、他のリンク先を記載することができる。

(不適切な情報発信等の対応)

- Ⅰ 4. 職員または他者から不適切な情報発信である旨の連絡があった場合は、X管理者は必要に応じて、当該ポストの削除及び訂正を行うものとする。

(運用ポリシーの周知・変更等)

- Ⅰ 5. 本ガイドラインの内容は水資源機構筑後川下流総合管理所ホームページに掲載し周知する。また、ガイドラインは必要に応じて変更するものとする。